

「公共工事の品質確保に関する法律」を踏まえた 北陸地方整備局の工事の入札・契約について

令和 7 年10月

※今年度の変更点については、**赤文字**で記載しています。

発注金額	入札方式	総合評価落札方式 （実施イメージ）		施工体制 確認型
8. 1億円	一般競争入札 （政府調達協定対象）	技術提案評価型		
3. 4億円	【本官】 一般競争入札			
	【分任官】 一般競争入札			
			施工能力評価型	予定価格が 1千万円超過 （H19.4～）

※原則、全ての工事を対象に一般競争を適用。
災害復旧工事等で、緊急に発注しなければならない場合は除く。

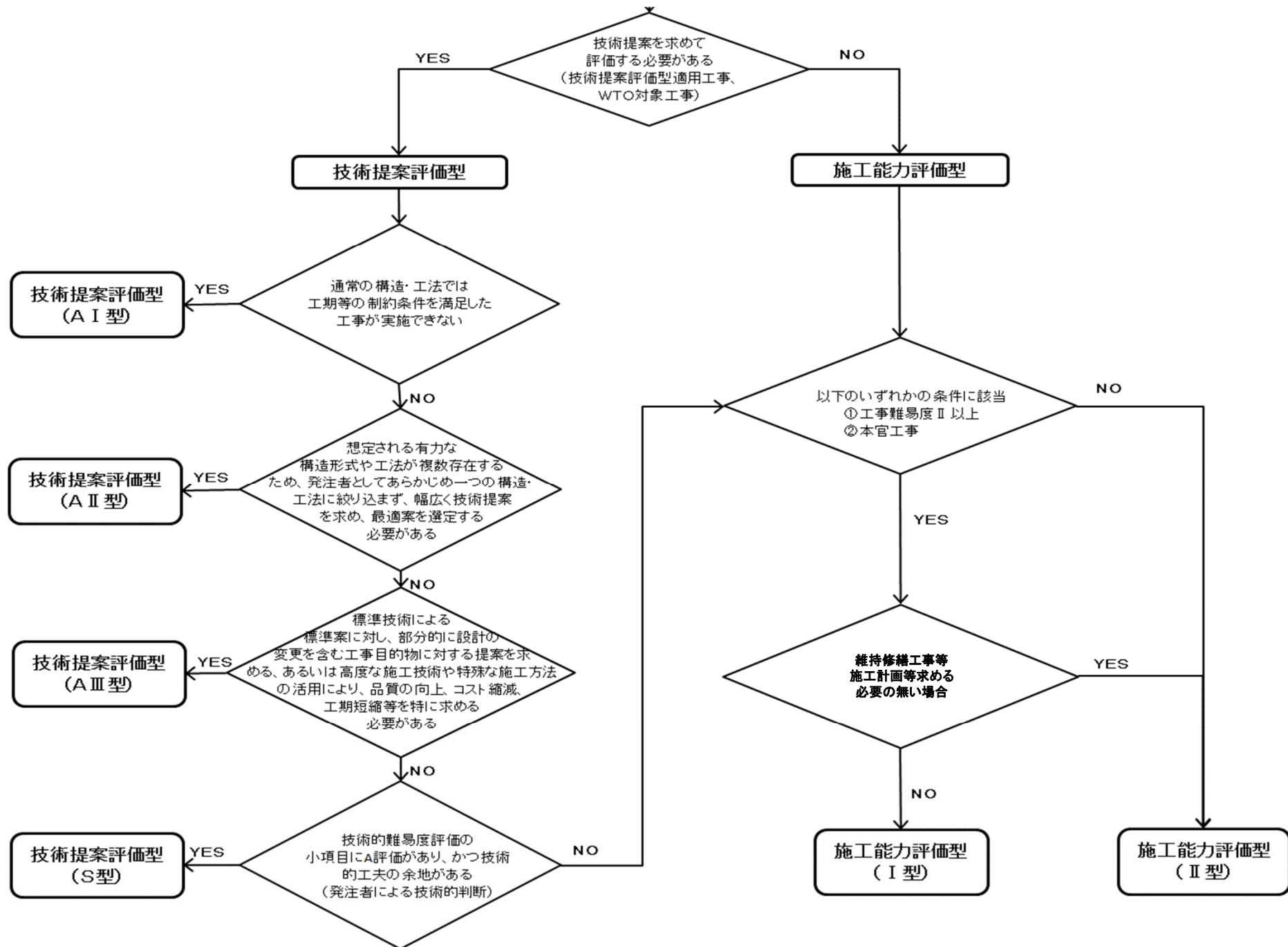
総合評価落札方式（二極化）

	施工能力評価型		技術提案評価型					
提案内容 評価方法 ヒアリング 段階選抜 予定価格	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事		企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事		施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
			施工計画		施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
	実績で評価		優・良・可・不可の4段階で評価(点数化)		点数化			
	実施しない		必要に応じて実施(施工計画の代替も可)		WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
	実施しない		ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施		WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2		
		標準案に基づき作成		標準案に基づき作成		技術提案に基づき作成		
Ⅱ型		Ⅰ型		S型		AⅢ型	AⅡ型	AⅠ型
←		施工能力を評価する		→		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →		

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する

※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

総合評価タイプ選定フロー



総合評価タイプ選定表 工事技術的難易度対応表

総合評価方式のタイプ選定表

工事難易度タイプ	判定	A区分有無	総合評価タイプ	備考
I	易	－	施工能力評価型Ⅱ型	本官はⅠ型
Ⅱ	易	無し	施工能力評価型Ⅰ型	
	やや難	無し	施工能力評価型Ⅰ型	大項目のB評価4個未満
	やや難	無し	施工能力評価型Ⅰ型	大項目のB評価4個以上
	やや難	有り	技術提案評価型S型	
Ⅲ	易	無し	施工能力評価型Ⅰ型	
	やや難	無し	施工能力評価型Ⅰ型	
	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型S型	
Ⅳ	易	無し	施工能力評価型Ⅰ型	
	やや難	無し	施工能力評価型Ⅰ型	
	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型S型	
Ⅴ	易	無し	施工能力評価型Ⅰ型	
	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型	工事特性に応じて選定
Ⅵ	易	無し	施工能力評価型Ⅰ型	
	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型	工事特性に応じて選定

総合評価方式と工事区分別・工事技術的難易度対応表

事業区分	工事区分(構造物分類・構造型式・工法分類)	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場	Ⅱ型	I型	S型	S型	※	
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)		易	やや難	難		
			I型	I型	S型	S型	※
2. 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤	Ⅱ型	I型	S型	S型	※	
			易	やや難	難		
			I型	I型	S型	S型	※
3. 砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面対策	Ⅱ型	I型	S型	S型	※	
			易	やや難	難		
			I型	I型	S型	S型	※
4. ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル	Ⅱ型	I型	S型	S型	※	
	堤体工			易	やや難	難	
				I型	I型	S型	S型
5. 道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シェット、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB	Ⅱ型	I型	S型	S型	※	
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)		易	やや難	難		
	トンネル(沈理工法)			易	やや難	難	
6. 公園		易	やや難	難			
		Ⅱ型	I型	S型	S型	※	
				易	やや難	難	
				I型	I型	S型	S型

(凡例) Ⅱ型:施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型:施工能力評価型Ⅰ型、S型:技術提案評価型S型、※:工事特性に応じて技術提案評価型AⅢ・AⅡ・AⅠから選定

(注記) 上記選定表のⅡ型については、本官契約にかかる工事案件はⅠ型として取り扱うものとする。

区分	大項目6区分	小項目(土木)	評価基準
工事技術的難易度評価	①構造物条件	3項目	
	②技術特性	2項目	●大項目A:対象大項目に対応する各小項目にA判定が1つ以上ある場合
	③自然条件	5項目	●大項目B:対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
	④社会条件	7項目	かつ、A判定がない。
	⑤マネジメント特性	7項目	●大項目C:対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。
	⑥特別考慮要因	1項目	

「難、やや難、易」の判定	大項目評価
難	・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してよい。
やや難	・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下ある。
易	・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

総合評価落札方式のタイプ別評価項目、配点及び加算点

令和7年度 下半期 北陸地方整備局 総合評価落札方式 配点（項目）基準

評価項目	低い ← 工事技術的難易度 → 高い								
	施工能力評価型						技術提案評価型		
	II 型			I 型			S 型		
	標準	舗装工事	鋼橋上部	標準	舗装工事	鋼橋上部	WTO以外	WTO	
企業の施工能力等	20	20	20	20	20	20	15	15(14)(注8)	2(1)(注8)
同種工事の実績	4	4 (5)	4	3	4 (5)	3	3	7	
工事成績	5	5	5	3	5	3	5	5	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業（注7）	1	1	1	1	1	1	1	2(1)(注8)	2(1)(注8)
成績優秀企業認定	1	1	1	1	1	1	1		
優良工事における下請者表彰				1		1	1		
優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰	3	3	3	3	3	3	2		
生産性向上技術活用表彰・ICT人材育成推進企業認定	2	2	2	2	2	2			
国土技術開発賞								1	
登録基幹技能者				1		1	1		
地元企業活用・若手女性技術者配置（注2）				1		1	1		
地域精進度・地域貢献度	4	4 (3)		4	4 (3)				
地域精進度	1	1 (-)		1	1 (-)				
地域貢献度	3	3		3	3				
橋梁補修工事の施工実績(耐震工事含む)			2			2			
北陸地方整備局管内に自社製作工場を保有			2			2			
配置予定技術者の施工能力等	20	20	20	20	20	20	15	15	
同種工事の施工経験	5	3	5	5	3	5	4	6	
同種工事の施工経験の立場	2	2	2	2	2	2	2	3	
同種工事の地域精進度	1	1	1	1	1	1			
舗装施工管理技術者資格の有無		2			2				
工事成績	8	8	8	8	8	8	6	6	
優良工事技術者表彰等	3	3	3	3	3	3	3		
継続教育（CPDS）の取組状況	1	1	1	1	1	1			
施工計画又は技術提案課題				10	10	10	30	60	58(59)(注8)
加算点合計	40	40	40	50	50	50	60	段階:30(29)(注8) ・総合:60	60
質上げの実施による加算点	3	3	3	3	3	3	4	4	4

（注1）・評価項目で該当が無い場合は、削除する。なお、その場合は、合計点が下がる。

（注2）・一般土木工事の場合、地元企業活用は3.4億円以上、若手・女性技術者配置は7千万円以上2.4億円未満が対象となる。

（注3）・舗装工事（Aランク）の場合、企業の施工能力等の「地域精進度」は、評価対象外とし、同種工事の施工実績は（ ）書きの配点とする。

（注4）・建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事等は、「成績優秀企業認定」、「優良工事における下請者表彰」を適用しない。

（注5）・質上げ実施による加算点は、加算点合計の5%以上となるように設定する。（例：加算点合計40点の場合 3点／（40点＋3点）＝6.98%≥5%）

（注6）・技術提案評価型A型は、『国土交通省直轄工事における総合評価運用ガイドライン』による。

（注7）・一般土木及び建築工事の本官工事は、評価内容が一部異なるため留意すること。

（注8）・WTO対象で、一般土木及び建築工事以外の工事は（ ）書きの配点とする。

※工事毎の入札説明書等を確認すること。

評価項目（評価基準と加算点） 1 / 9

評価の 視点	評価項目	評価基準	加算点（点）					
			施工能力評価型		技術提案評価型			
	評価内容		Ⅱ 型	Ⅰ 型	S 型	S 型 (WTO) <段階選 抜>	A 型	
(１) 企業の施工能力								注)
	①同種工事の施工実績							
	過去１５ヶ年に元請として完成した同種工事の施工実績	より同種性が高い施工実績（Ｓ）	4	3	7			
		同種性が高い施工実績（Ａ）	2		4			
		同種性が認められる施工実績（Ｂ）	0		0			
	②工事成績							
	北陸地方整備局発注工事（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における過去４カ年度の工事種別と同じ工事の工事成績評定点の平均点。（小数第１位四捨五入）JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。 ※競争参加資格が「一般土木Ｃ・Ｄランクのみ」の場合 北陸地方整備局発注工事（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における過去４カ年度の一般土木工事の工事成績評定点の平均点（小数第１位四捨五入）、又は過去２カ年度の維持修繕工事の工事成績評定点の平均点（小数第1位四捨五入）のうち、いずれか高い方。JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。	８０点以上	5	3	5			
		7８点以上８０点未満	4	2	4			
		7６点以上7８点未満	3		3			
		7４点以上7６点未満	2	1	2			
		7２点以上7４点未満	1		1			
		6５点以上7２点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0					
		6５点未満	-5					
	上記、同種工事の施工実績とした工事のうち、国土交通省（港湾空港関係事務に関するものを除く）所掌の工事（旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む）又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における工事成績評定点。 JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。	7８点以上				5		
		7４点以上7８点未満				2		
		7４点未満又は左記発注機関以外の成績又は成績なし				0		

評価項目（評価基準と加算点） 2 / 9

評価の 視点	評価項目		評価基準	加算点（点）					
	評価内容	施工能力評価型		技術提案評価型					
		Ⅱ型		Ⅰ型	S型	S型 (WTO) <段階選 抜>	A型		
	③-1 ワーク・ライフ・バランス等推進企業 ※③-2以外の全ての工事が対象								
	次に掲げるいずれかの認定を受けていること ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		法令に基づく認定あり		1	1	1	1	注)
	③-2 ワーク・ライフ・バランス等推進企業 ※本官工事の一般土木、建築工事が対象								
	【A】 次に掲げるいずれかの認定を受けていること ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 又は、 ・介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。		法令に基づく認定を受けている、又は社内制度にもとづく介護休業等の取得実績あり		1	1	1	1	
	【B】 配置予定技術者が、次の基準を満たしていること ・競争参加資格申請書の提出日以前に3カ月以上、〇〇県内に住所のある者。（契約後、引き続き工事完成まで、〇〇県内に居住すること。）		〇〇県内に居住している					1	
	段階選抜は、【A】と【B】合わせて最大2点の加点とする。								
④成績優秀企業									
北陸地方整備局発注工事（港湾空港関係事務に関するものを除く）における過去2カ年度（認定年度）の工事成績優秀企業の認定を受けている場合、評価する。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。ただし、認定を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加算しない。		認定あり		1					

注）「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目（評価基準と加算点） 3 / 9

評価の 視点	評価項目		評価基準	加算点（点）				
	評価内容	施工能力評価型		技術提案評価型				
		Ⅱ 型		Ⅰ 型	S 型	S 型 (WTO) <段階選 抜>	A 型	
	⑤優良工事表彰、安全管理優良受注者表彰							
	北陸地方整備局発注工事（港湾空港関係事務に関するものを除く）における過去2カ年度（表彰年度）の優良工事表彰の有無 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。JVで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。ただし、表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	優良工事表彰の局長表彰有り	2	2		注)		
		優良工事表彰の事務所長表彰有り	1	1				
		安全管理優良受注者表彰有り	1	1				
		※優良工事表彰の局長表彰と事務所長表彰は重複評価しない。なお、優良工事表彰と安全管理優良受注者表彰をⅠ型Ⅱ型は合わせて最大3点の加点(S型は最大2点)。						
	⑥生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定							
	北陸地方整備局発注工事（港湾空港関係事務に関するものを除く）における過去1カ年度（表彰年度）の生産性向上技術活用表彰の有無、ICT人材育成推進企業認定を受けている場合、評価する。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。JVで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。ただし、表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	生産性向上技術活用表彰有り	2					
		ICT人材育成推進企業認定有り	1					
		※最も配点の高い表彰・認定を評価、重複評価しない（最大2点）						
	⑦優良工事における下請け表彰企業活用							
	北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものは除く）が過去2カ年度に下請負者表彰した企業を下請負予定者（ただし、下請負金額500万円以上の契約）とすることを評価する。 ただし、表彰を受けた翌日から申請者の提出期限までに、当該下請負予定者が文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。 ※当該下請負予定者が当該工事の競争に参加（競争参加確認申請書を提出）した事実が確認された場合は、本項目に基づく加点評価の対象としないものとする。	下請負予定者が表彰有り		1				

注）「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目（評価基準と加算点） 4 / 9

評価の 視点	評価項目		評価基準	加算点（点）					
	評価内容	施工能力評価型		技術提案評価型					
		Ⅱ 型		Ⅰ 型	S 型	S 型 (WTO) <段階選 抜>	A 型		
	⑧国土技術開発賞								注)
	過去 2 カ年度における国土技術開発賞の最優秀賞、優秀賞、特別賞のいずれかの受賞実績。	受賞有り				1			
	⑨登録基幹技能者配置								
	登録基幹技能者の配置を評価する。	配置有り		1					
	⑩（地元企業活用）又は（若手・女性技術者配置）								
	【地元企業活用】（※一般土木Bランク工事に適用可能） 〇〇県内に本店を置く建設業の許可を有する企業（地元企業）の1次下請け総額の1次下請け合計金額に対する比率 地元企業活用率（％）＝「地元1次下請け合計金額」／「1次下請け合計金額」	地元企業活用率90％以上		1					
	【若手・女性技術者配置】 担当技術者への若手・女性技術者の配置（男性の場合は30才以下とする）を評価する。 ※資格・経験は不問とするが、当初契約工期の1／2以上、本工事に従事するものとする。	配置有り		1					
	⑪地域精通度（地理的条件）								
管内（地域内）における本店所在の有無		1							

評価項目（評価基準と加算点） 5 / 9

評価の 視点	評価項目	評価基準	加算点（点）				
	評価内容		施工能力評価型		技術提案評価型		
			Ⅱ型	Ⅰ型	S型	S型 (WTO) <段階選 抜>	A型
	⑫地域貢献度及び災害対応貢献度						
	地域貢献度 〇〇地域における、過去２カ年度の災害時等における緊急復旧工事の実績、除雪作業の活動実績、又は災害対策用機械等の運営管理等の活動実績、災害時等における緊急対応を明記した協定、契約の直接締結の有無。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の１社が実績又は協定、契約の直接締結を有していれば評価する。 JVで実績又は協定、契約の直接締結を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。	北陸地方整備局（事務所含む）の契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	3			注)	
		他機関（国(北陸地方整備局以外)、県、市町村及び高速道路（株））の契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	2				
		北陸地方整備局（事務所含む）と契約又は協定の直接締結あり	1				
		活動実績、契約又は協定の直接締結なし	0				
	災害対応貢献度 〇〇地域外における過去２カ年度の災害時等における緊急復旧工事の実績、災害対策用機械等の運営管理等の活動実績。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の１社が実績を有していれば評価する。 JVで実績を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。	北陸地方整備局（事務所含む）との契約又は協定に基づき災害時等における緊急復旧工事の活動実績有り	2				
		※地域貢献度・災害対応貢献度の合計最大３点を加点					

評価項目（評価基準と加算点） 6 / 9

評価の 視点	評価項目	評価基準	加算点（点）					
	評価内容		施工能力評価型		技術提案評価型			
			Ⅱ 型	Ⅰ 型	S 型	S 型 (WTO) <段階選 抜>	A 型	
(２) 配置予定技術者の施工能力（ただし、専任指導者を配置する場合には専任指導者の能力で評価する。※試行工事のみ） (複数の候補技術者の実績が提出された場合は能力評価の最低の者を評価する。)								
⑬同種工事の施工経験（地理的条件含む）と立場								
過去１５ヶ年に元請として完成した同種工事の施工経験 ※施工経験については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も含むものとする。			より同種性が高い施工経験（Ｓ）		5	4	2点×3件 =6	注)
			同種性が高い施工経験（Ａ）		3	2	1点×3件 =3	
			同種性が認められる施工経験（Ｂ）		0	0	0点×3件 =0	
上記、施工経験の工事における立場			主任（監理）技術者		2		1点×3件 =3	
			現場代理人又は監理技術者補佐		1			
			担当技術者		0		0点×3件 =0	
						※施工経験とした工事の工期内に複数の役職に従事している場合は、評価の低い方で評価する。また、技術者の従事すべき期間の途中から従事する場合及び途中から離任する場合は評価しない。		
上記、施工経験の工事における地域精通度			上記、施工経験の工事が〇〇内の場合		1			

評価項目（評価基準と加算点） 7 / 9

評価の 視点	評価項目		評価基準	加算点（点）					
	評価内容	施工能力評価型		技術提案評価型					
		Ⅱ 型		Ⅰ 型	S 型	S 型 (WTO) <段階選 抜>	A 型		
	⑭工事成績								注)
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における6カ年度の〇〇工事の工事成績評定点 なお、評価の対象とする工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（以下：CORINSという。）に従事技術者として登録された工事のうち、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間と後片付け期間及び工事の全部中止等で技術者の配置が不要となった期間を除いた期間」以上となる工事を対象とする。（JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。）	82点以上	8	6					
		81点以上82点未満	7	5					
		80点以上81点未満	6						
		79点以上80点未満	5	4					
		78点以上79点未満	4						
		77点以上78点未満	3						
		75点以上77点未満	2						
		70点以上75点未満	1						
		70点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0						
	同種工事の施工経験と立場とした工事のうち、国土交通省（港湾空港関係事務に関するものを除く）所掌の工事（旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む）又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における工事成績評定点。 なお、評価の対象とする工事は、財団法人日本建設総合センターの「工事実績情報システム」に従事技術者として登録された工事のうち、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間と後片付け期間及び工事の全部中止等で技術者の配置が不要となった期間を除いた期間」以上となる工事を対象とする。	78点以上				2点×3 件=6			
		74点以上78点未満				1点×3 件=3			
		74点未満又は左記発注機関以外の成績又は成績なし				0点×3 件=0			
	※申請された工事の工事成績により評価する。ただし、申請した工事がCORINS登録の従事期間と不一致の場合は、その工事のみ評価の対象としない。								
	⑮優良工事技術者表彰及び優良工事表彰の従事技術者								
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における4カ年度(表彰年度)の優良工事技術者表彰の有無。（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された表彰も対象とする） および2カ年度（表彰年度）の優良工事表彰の監理技術者または主任技術者の有無。 又は、4カ年度（表彰年度）の若手技術者表彰の受賞の有無	局長表彰有り	3						
		事務所長表彰有り	1						
		若手技術者賞の受賞有り	1						
		※重複受賞した場合は、最も配点の高い表彰を1つ評価し、重複評価はしない。							

注) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目（評価基準と加算点） 8 / 9

評価の 視点	評価項目		評価基準	加算点（点）				
	評価内容	施工能力評価型		技術提案評価型				
		Ⅱ 型		Ⅰ 型	S 型	S 型 (WTO) <段階選 抜>	A 型	
	⑯継続教育（CPD及びCPDS）の取得状況又は技術論文等の投稿状況							
	過去1カ年度の継続教育において取得した単位を登録認定団体毎の年間推奨単位で除した単位取得値の合計が1.0以上となる場合に評価する。 又は、過去1カ年度において投稿された技術論文等の有無。ただし、配置予定技術者本人が執筆した論文等で、技術雑誌等で公開されたものとする。また、評価対象技術論文等は、以下のとおり。 「北陸の建設技術」技術レポート 「北陸地方整備局事業研究発表会」発表論文 「北陸道路舗装会議」「北陸橋梁保全会議」「建設技術報告会」技術報文		前年度中に単位取得値1.0以上有り 又は 技術論文等の投稿有り	1				
	(3) 施工体制評価（※ただし、技術提案評価型A型は必要に応じて適用）							
	⑰品質確保の実行性							
	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	注)				
		工事の品質確保のための施工体制のほか、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5					
		その他	0					
	⑱施工体制評価							
	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15					
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5					
		その他	0					
	施工体制確認の書類提出日数と入札無効 施工体制確認書類の提出要請日の翌日から3日とするともに、追加資料提出の意思のないものは「入札無効」とする。							

注)

注) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目（評価基準と加算点） 9 / 9

評価の 視点	評価項目			評価基準	加算点（点）						
					施工能力評価型		技術提案評価型				
					Ⅱ 型	Ⅰ 型	S 型	S 型 (WTO) <段階選 抜>	A 型		
(４) 施工計画あるいは技術提案											注)
施工能力評価型 (施工計画)		(Ⅰ 型)	記載された施工計画が当該工事の現場条件（地形、地質、環境、地域特性等）や目的物の設計条件が整理され、それに対応した施工手順や工法等が十分適切に記述されているかどうかについて評価する。評価は優良可、不可（欠格）の４段階で評価する。				10				
技術提案評価型 (技術提案)		(S 型)	標準案に示された〇〇に比べ〇〇の効果が十分期待できるかを評価する。なお、提案事項は○事項以内とし、それぞれの評価の合計点をもって評価とする。					30			
						WTO					
		(A 型)	標準案に示された〇〇に比べ〇〇の効果が十分期待できるかを評価する。なお、提案事項は○事項以内とし、それぞれの評価の合計点をもってを評価とする。								
W T O	ヒアリング	技術提案に対する理解度	理解度に応じて、 上記技術提案毎の 加算点に次の係数 を乗じる。	a：技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。				× 1. 0			
				b：技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である。				× 0. 5			
				c：上記以外。				× 0. 0			

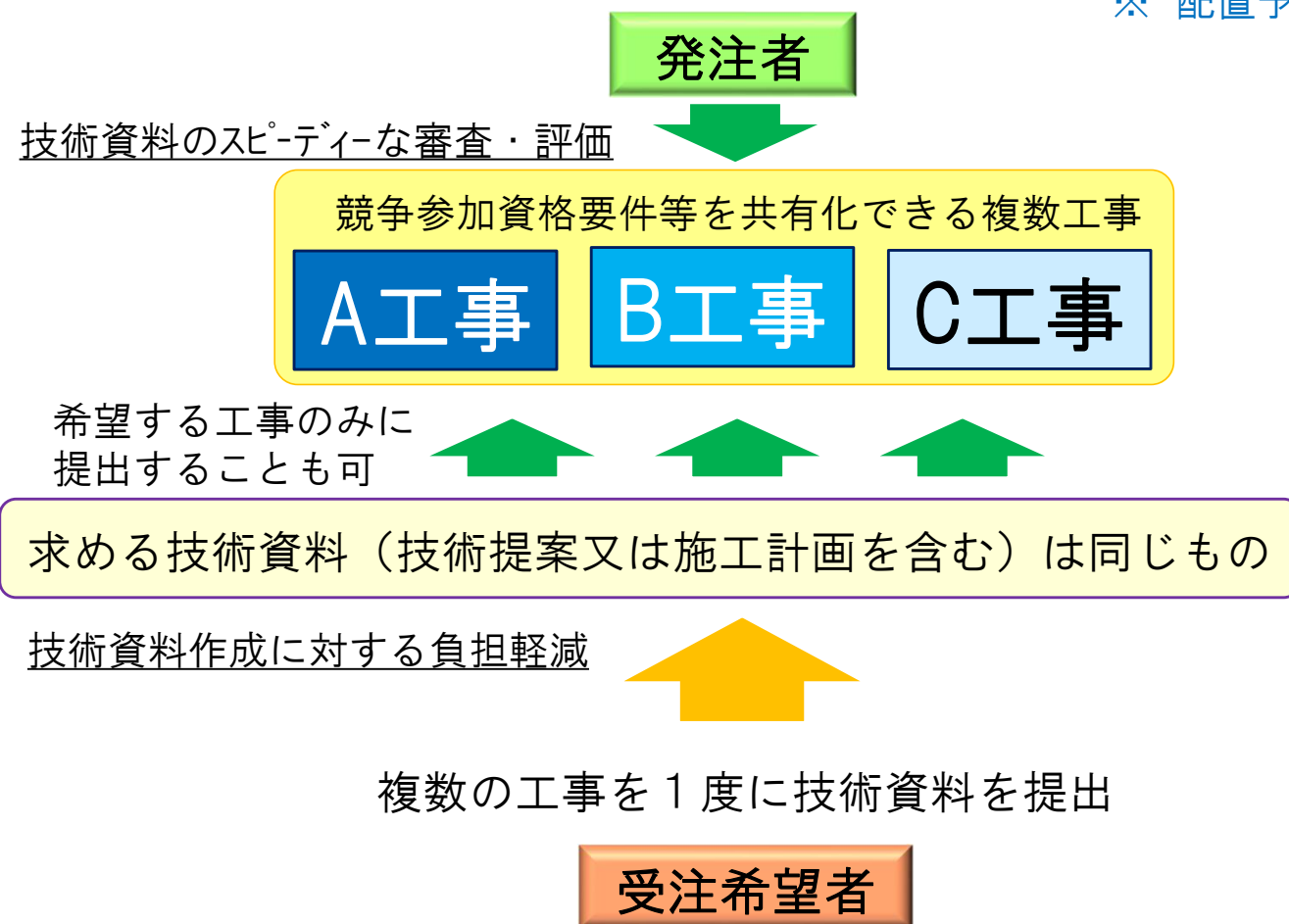
注)

參考資料

一括審査方式

- ・ 総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることで、提出資料の簡素化し、受発注者の負担軽減を図る。
- ・ 発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・ 適用にあたっては、技術提案評価型 S 型、施工能力評価型 I 型及び II 型において可能とする。

※ 配置予定技術者の複数名申請は認めない。



複数名申請の試行

契約手続き期間が長いことから、本官工事の一部は、技術者不足の観点から複数名申請を可能とする。

【対象】

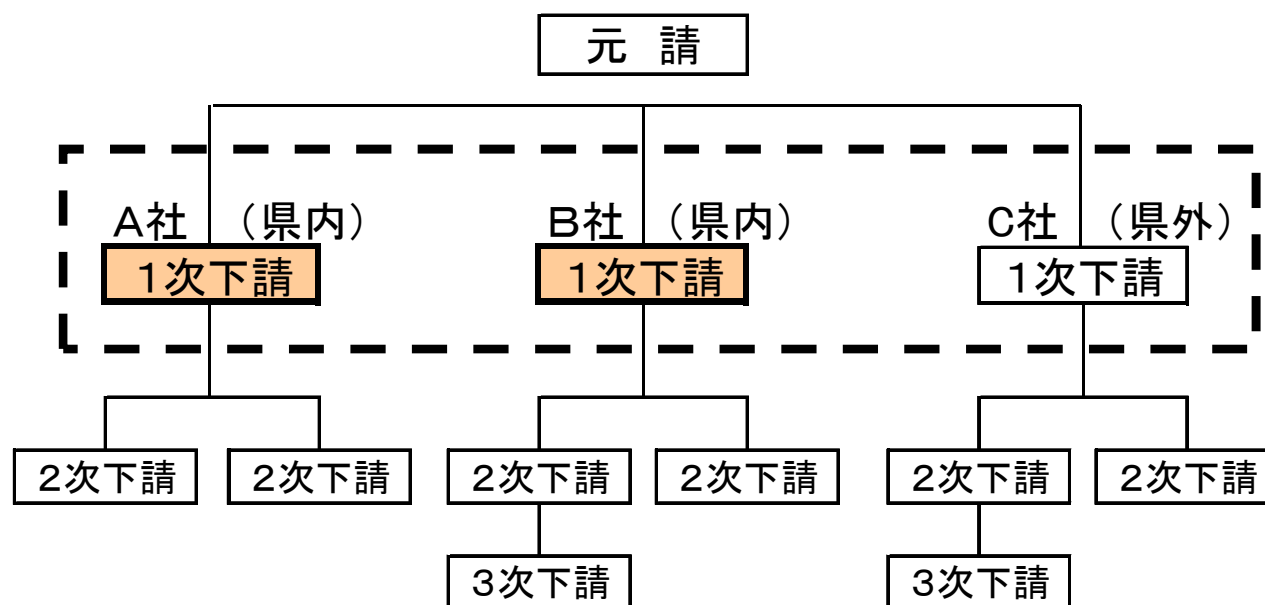
- ・ 技術提案評価型 S 型

「地元企業活用審査型」 総合評価落札方式の試行

【試行概要】

○中堅企業（一般土木B）を対象とした工事において実施

○地元企業の下請け活用を図るため「当該県内に本店を置く企業」の活用度合を評価



地元企業の1次下請合計金額

1次下請合計金額

・ 地元企業活用率の配点

① 90%以上：I型(1点)、S型(1点)

② 90%未満：I型(0点)、S型(0点)

登録基幹技能者の配置を評価する試行工事

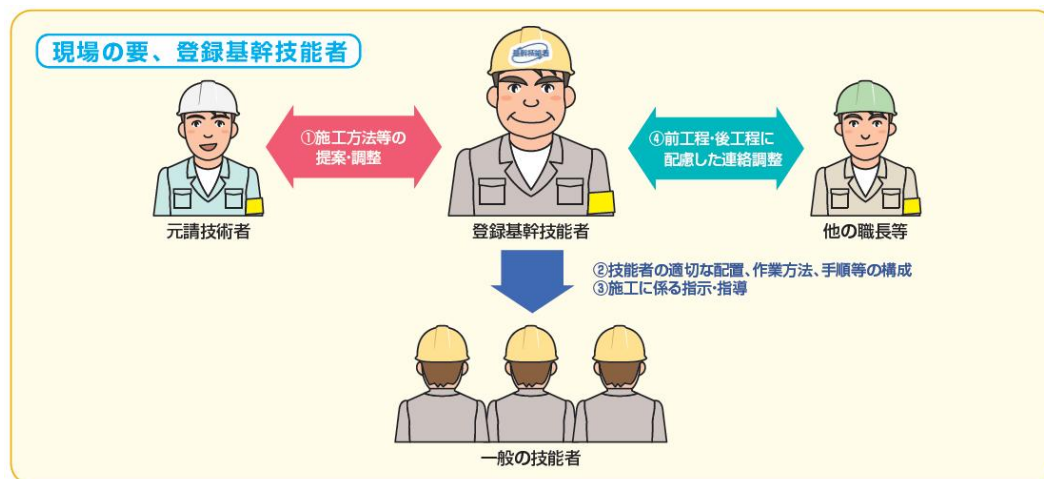
登録基幹技能者の配置

登録基幹技能者の役割

登録基幹技能者の役割は概ね次の業務を内容とし、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担っています。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整

登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)
1	登録電気工事基幹技能者 (H20.5.13)	21	登録建築板金基幹技能者 (H21.3.5)	39	登録解体基幹技能者 (R4.2.14)
2	登録橋梁基幹技能者 (H20.7.17)	22	登録外壁仕上基幹技能者 (H21.4.28)		
3	登録造園基幹技能者 (H20.7.17)	23	登録ダクト基幹技能者 (H21.4.28)		
4	登録コンクリート圧送基幹技能者 (H20.7.18)	24	登録保温保冷基幹技能者 (H21.11.27)		
5	登録防水基幹技能者 (H20.8.19)	25	登録グラウト基幹技能者 (H21.11.27)		
6	登録トンネル基幹技能者 (H20.9.1)	26	登録冷凍空調基幹技能者 (H22.3.25)		
7	登録建設塗装基幹技能者 (H20.9.1)	27	登録運動施設基幹技能者 (H22.3.25)		
8	登録左官基幹技能者 (H20.9.1)	28	登録基礎工基幹技能者 (H23.12.16)		
9	登録機械土工基幹技能者 (H20.9.17)	29	登録タイル張り基幹技能者 (H24.7.26)		
10	登録海上起重基幹技能者 (H20.9.19)	30	登録標識・路面標示基幹技能者 (H24.10.29)	40	登録圧入工基幹技能者 (R4.4.19)
11	登録PC基幹技能者 (H20.9.30)	31	登録消火設備基幹技能者 (H25.7.3)		
12	登録鉄筋基幹技能者 (H20.9.30)	32	登録建築大工基幹技能者 (H26.1.27)	41	登録送電線工事基幹技能者 (R4.7.26)
13	登録圧接基幹技能者 (H20.9.30)	33	登録硝子工事基幹技能者 (H27.1.22)		
14	登録型枠基幹技能者 (H20.9.30)	34	登録ALC基幹技能者 (R1.5.27)		
15	登録配管基幹技能者 (H20.10.16)	35	登録土工基幹技能者 (R1.8.5)		
16	登録高・土工基幹技能者 (H20.12.12)	36	登録ウレタン断熱基幹技能者 (R3.5.10)		
17	登録切断穿孔基幹技能者 (H20.12.12)	37	登録発破・破碎基幹技能者 (R3.5.10)	42	登録さく井基幹技能者 (R4.7.26)
18	登録内装仕上工事基幹技能者 (H20.12.26)	38	登録建築測量基幹技能者 (R3.10.6)		
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 (H21.2.13)				
20	登録エクステリア基幹技能者 (H21.3.5)				



生産性向上技術活用表彰 ～先進的な技術の活用によりi-Constructionを推進～

表彰の目的

建設現場・委託業務において魅力ある現場に変えていくために、革新的技術の活用等により生産性向上を図るi-ConstructionやBIM/CIMなどの取組について先進的な技術の拡大を推進することを目的とし、優れた取り組みを行った企業を局長が表彰する。

表彰対象

○当該年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務
※効果が確認できるものであれば、施工中のものも可とする。

○建設現場の**生産性・技術の向上に寄与する新技術の活用、既存技術の新たな活用分野の開拓などで一定の効果が得られたもの**から次に掲げる分野について**有効性、先進性、独自性、波及性**の観点から斟酌する。

- ・ 3次元測量・設計
- ・ ICTの活用
- ・ BIM/CIMの活用
- ・ プレキャスト製品の活用
- ・ 新技術の活用
- ・ 工事書類の簡素化
- ・ 遠隔臨場
- ・ i-Constructionに係る人材育成、講習会の実施
- ・ 安全に関する技術の活用
- ・ その他

※i-Construction はICT、BIM/CIMの活用だけではなく、技術の新たな活用分野の開拓など**生産性向上に係る取組全般を対象**。

表彰除外

- 建設業法による営業停止を受けた者
 - 北陸地方整備局長から指名停止若しくは文書注意の措置を受けた者
 - 重大（死亡等）事故発災後、措置が決定していない工事を有する会社
- なお、JV構成員のいずれかが上記に該当する場合も除外する。

表彰時期

○7月中に実施

総合評価のインセンティブ

【工事】

○配点は優良工事表彰と同等に評価。

【委託業務】

○配点は優良委託業務表彰と同等に評価。

その他

【参考】

有効性：明確（定量的）な成果が確認できるか
先進性：取組が先進的であるか
独自性：自社開発など他にない取組であるか（必須ではない）
波及性：他団体等への波及が期待できる取組か

ICT人材育成推進企業認定

～ICTの活用拡大に向け、人材育成推進企業を認定～

- ◆ 令和5年度からの公共工事におけるBIM/CIM原則適用（小規模を除く）にあたり、3次元データを扱う技術者育成を目的に、ICT活用工事現場で受注者自らが自社職員（下請企業含む）を対象にICTスキルアップの講習会を開催した企業を「ICT人材育成推進企業」に認定する制度（令和3年度から試行）
- ◆ 令和6年度は、令和5年度完成工事を対象に50者を『ICT人材育成推進企業』として認定。

■表彰対象

ICT技術者・技能者の育成を目的に、前年度にICT活用工事の実績がある企業を対象として、当該工事の工事成績評定点が80点以上で、所定の要件を満たす内容の講習会を実施した企業を「ICT人材育成推進企業」として認定します。

■「ICT人材育成推進企業認定」までの流れ

①実施計画書作成

講習会実施計画書を作成し、主任監督員の確認を得る。

【内容】

- ・開催日時
- ・講習内容
- ・参加予定人数 等

②講習会の開催

- ・講習会の企画運営、講師依頼、会場設営など実施

③実施状況の報告

講習会実施報告書を作成し、主任監督員の確認を得る

【内容】

- ・講習会の開催状況
- ・参加人数 等

認定基準を満たす工事成績評定、講習会実施内容であれば、

**ICT人材育成
推進企業に認定**

7月下旬認定。10月から適用

■認定基準

ICT活用工事現場において、以下の条件を満たす講習会を開催した企業を認定

- ① 当該工事の工事成績評定が80点以上
- ② 自社職員（当該工事における下請企業を含む）を対象に実施。（他企業や発注者側が参加した講習会も可）
- ③ 3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品のいずれかに関する内容の講習会である。
- ④ 2時間以上の講習会を合計8時間以上開催

自治体実績評価型の試行

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事实績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいずれかの要件の場合）

- ① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事实績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ② 工事の入札参加者が少ないことから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- ・ 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】
- ・ さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。

【継続】

評価内容

評価項目		施工能力評価型I型 標準	自治体実績活用型 ※③
企業の 施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績(平均点4カ年) 又は 県 工事成績(4カ年2工事平均)	-	6
	国 工事成績(平均点4カ年)	3	-
	国 成績優秀企業	1	-
	国又は県 優良工事表彰の有無(過去2カ年) 国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2カ年)	-	4
	国 優良工事表彰の有無(過去2カ年) 国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2カ年)	4	-
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1カ年) 国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1カ年)	2	-
	優良下請け表彰企業の活用	1 ※①	1 ※①
	登録基幹技能者の配置	1 ※①	1 ※①
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1 ※①	1 ※①
	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3 ※②
配置 施工 能力等 の 技術者	同種工事の施工経験と立場	8	8
	国又は県 工事成績(6カ年)	8	8
	優良工事技術者表彰の有無(過去2カ年)	局長:3 事務所長:1	局長、知事:3 事務所長、出先機関の長:1
	継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	1
施工計画(設定テーマ)		10	10
合 計		50	50

注: 評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと

※①: 対象工事のみ加算

※②: 競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができる。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③: 対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

企業能力評価型の試行

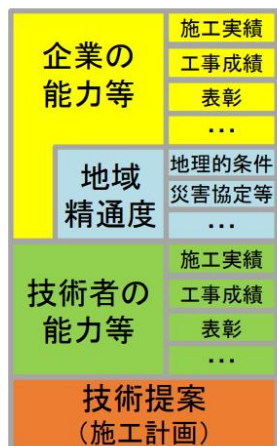
【適用対象・概要】

- ・競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業的能力等のみで評価する方式
- ・受注機会の拡大や事務負担軽減の効果による不調不落防止に期待
⇒ **不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。**

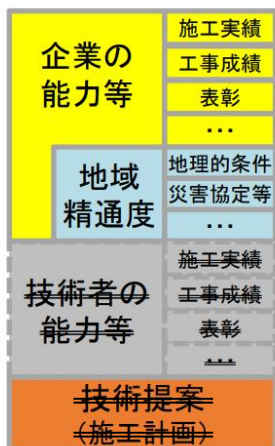
本方式の評価イメージ

- ・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- ・「企業的能力等」の評価項目を最小限で設定。

（施工能力評価Ⅰ型）



（企業能力評価型）



「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
⇒ 受注機会の拡大、事務手続きの負担軽減

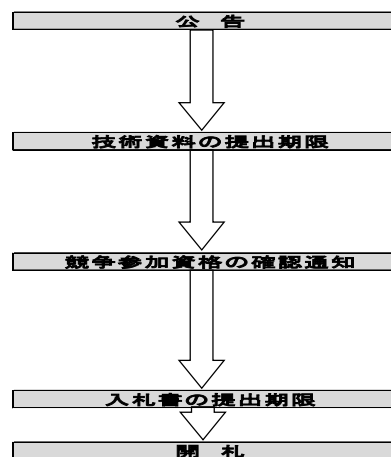
令和7年度の試行（案）

■評価配点（案）

評価項目		施工能力評価Ⅰ型 標準	企業能力評価型
企業 の 施 工 能 力 等	同種工事の施工実績	3	3
	工事成績（平均点4ヵ年）	3	3
	成績優秀企業	1	1
	優良工事表彰の有無（過去2ヵ年）	4	4
	安全管理優良受注者表彰の有無（過去2ヵ年）	2	2
	生産性向上技術活用表彰の有無（過去1ヵ年）	1	1
	ICT人材育成推進企業表彰の有無（過去1ヵ年）	1	1
	優良下請け表彰企業の活用	1	1
	登録基幹技能者の配置	1	1
	（地元企業活用）又は（若手・女性技術者配置）	1	1
施 工 予 定 技 術 者 の 施 工 能 力 等	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3
	同種工事の施工経験と立場	8	—
	工事成績（6ヵ年）	8	—
	優良工事技術者表彰の有無（過去2ヵ年）	3	—
継続教育の取組（技術研鑽度評価含む）		1	—
施工計画（設定テーマ）		10	—
合 計		50	20

配置予定技術者の
評価を省略
（加算点合計50⇒20点）

■手続きフロー（案）



施工能力評価型	企業能力評価型
10日程度 以上	7日程度 以上
10日程度 以上	7日程度 以上
合計30日程度	合計20日程度

手続き期間を短縮可能
（日数計30⇒20日程度）

競争参加資格要件の緩和

- 工事難易度が比較的低い(工事難易度Ⅱ以下)場合は、競争参加資格要件である企業と技術者の過去の同種工事実績や経験に対し、要件の緩和を認めることができる。
- 要件緩和を行った工事は、企業の施工能力等と配置予定技術者の施工能力等の評価において、要件緩和に応じた同種性の評価基準を設定。

【例】掘削20,000m³の工事において同種性を求めた場合

	企業の施工能力等 (同種工事の施工実績)		配置予定技術者の施工能力等 (同種工事の施工経験)	
	通常	要件緩和の場合	通常	要件緩和の場合
より同種性が高い施工実績 (S)	20,000m ³ 以上の実績	同左	20,000m ³ 以上の実績	同左
同種性が高い施工実績 (A)	15,000m ³ 以上 20,000m ³ 未満の実績	同左	15,000m ³ 以上 20,000m ³ 未満の実績	掘削の実績 (施工量は求めない)
同種性が認められる施工実績 (B)	10,000m ³ 以上 15,000m ³ 未満の実績	掘削の実績 (施工量は求めない)	10,000m ³ 以上 15,000m ³ 未満の実績	公共工事の実績 (同種性は問わない)

注1: 要件緩和された施工実績を持っていれば欠格とはならない。

注2: 要件緩和を適用した場合は、専任指導者制度は対象外とする。

注3: 公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に定義されたものとする。

段階的選抜方式の活用（一次選抜者の選定方式の一部見直し試行）

多様な入札契約制度 ①段階選抜方式（WTO対象案件）の試行

段階的選抜方式運用の見直し（一部工事で試行）

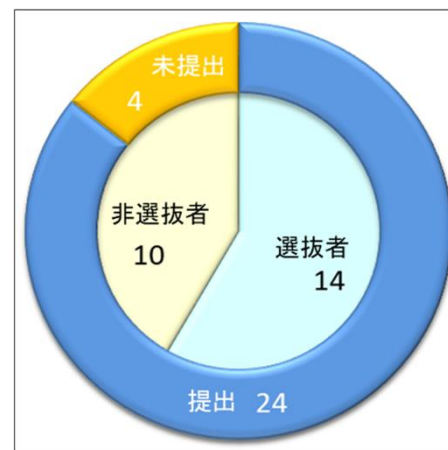
- 令和3年度の政府調達案件（WTO）であるA工事において、**受注機会の確保・拡大及び段階選抜方式2次審査進出者の固定化防止などを目的に**、北陸地整ではこれまでの段階選抜方式（審査事項：企業および技術者評価）で**技術提案1事項も併せて1次審査を行う試行**を実施した。
- 結果は、一定数であるが、発注者の意図としていた、企業・技術者＋技術提案の組み合わせで、**2次審査へ進む15位圏内の入れ替わりが確認**できた。

⇒**受注機会の確保・選抜者の固定化防止に寄与しており、引き続き試行を継続**する。

A工事の試行結果（一次審査）

No.	会社名	従来の方式 （企業・技術者評価）	順位	会社名	今回の試行 （企業・技術者評価＋技術提案）	順位
1	A社	30	1	A社	30 + 14 = 44	1
2	B社	30	1	N社	27 + 14 = 41	2
3	C社	30	1	Q社	26 + 14 = 40	3
4	D社	30	1	B社	30 + 7 = 37	4
5	E社	30	1	C社	30 + 7 = 37	4
6	F社	30	1	D社	30 + 7 = 37	4
7	G社	30	1	E社	30 + 7 = 37	4
8	H社	30	1	F社	30 + 7 = 37	4
9	I社	30	1	G社	30 + 7 = 37	4
10	J社	29	10	H社	30 + 7 = 37	4
11	K社	29	10	Y社	22 + 14 = 36	11
12	L社	29	10	J社	29 + 7 = 36	11
13	M社	29	10	K社	29 + 7 = 36	11
14	N社	27	14	L社	29 + 7 = 36	11
15	O社	27	14	M社	29 + 7 = 36	11
16	P社	27	14	Z社	21 + 14 = 35	16
17	Q社	26	17	O社	27 + 7 = 34	17
18	R社	26	17	P社	27 + 7 = 34	17
19	S社	26	17	R社	26 + 7 = 33	19
20	T社	26	17	S社	26 + 7 = 33	19
21	U社	26	17	T社	26 + 7 = 33	19
22	V社	23	22	U社	26 + 7 = 33	19
23	W社	23	22	I社	30 + 1 = 31	23
24	X社	23	22	V社	23 + 7 = 30	24
25	Y社	22	25	W社	23 + 7 = 30	24
26	Z社	21	26	AA社	21 + 7 = 28	26
27	AA社	21	26	X社	23 + 1 = 24	27
28	BB社	10	28	BB社	10 + 7 = 17	28

1. アンケート集約数内訳

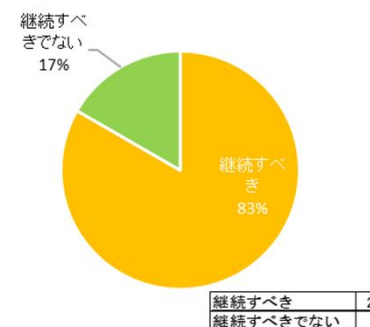


提出	24
未提出	4
計	28
集約率	86%

対象	数	対象(全体)	数	集約率
選抜者	14	(選抜)	15	93%
非選抜者	10	(非選抜)	13	77%
計	24		28	

アンケート数24社（内訳としては段階選抜の選抜者14社、非選抜者10社） 参考：全参加者28社

2. 一次審査で技術提案を求める試行

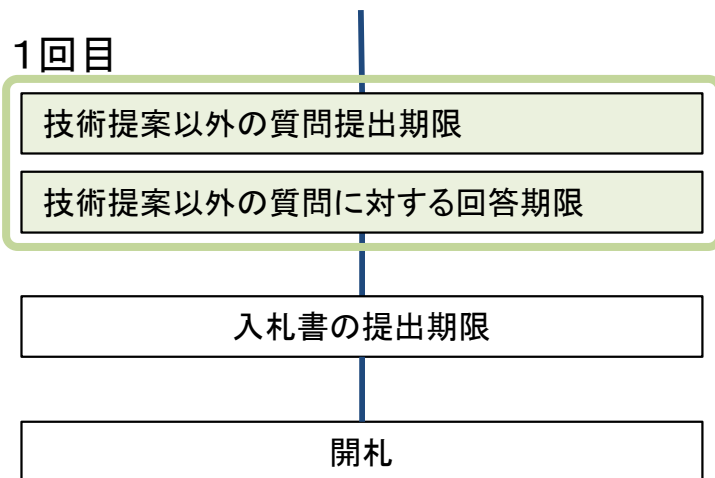


受注機会の拡大・確保及び固定化の防止という観点では、『有効である』とし、8割強の社が、今後も限定的な試行を求めている結果であった。

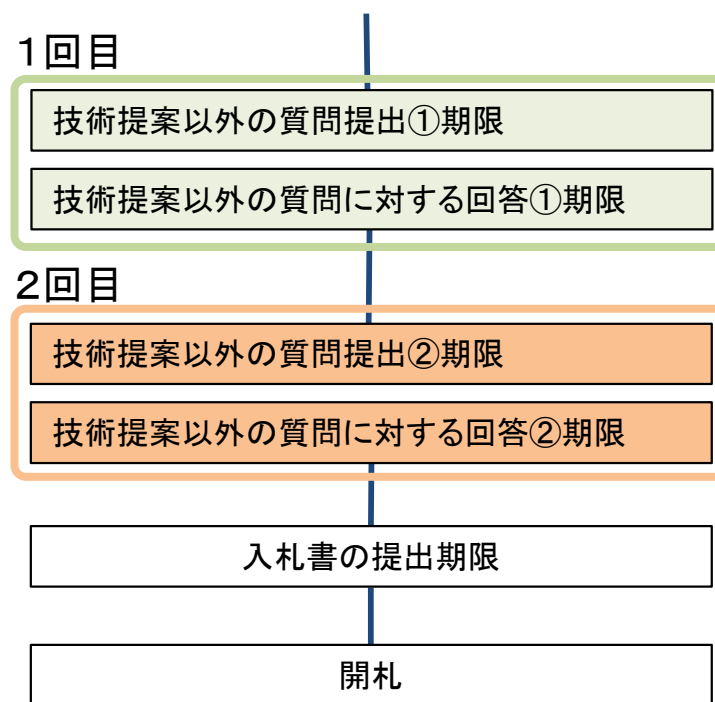
資料等に関する質問回答の拡充

WTO工事における企業間の競争のうち入札4. 多様な入札契約制度の取組：⑥資料等に関する質問回答の拡充
参加者が入札価格を決定する上での発注者側積算の内容を質問する機会があり、その質問回答を更問い等が可能な様に2回に増やす試行。（S型以上の一部）

【通常のフローイメージ】

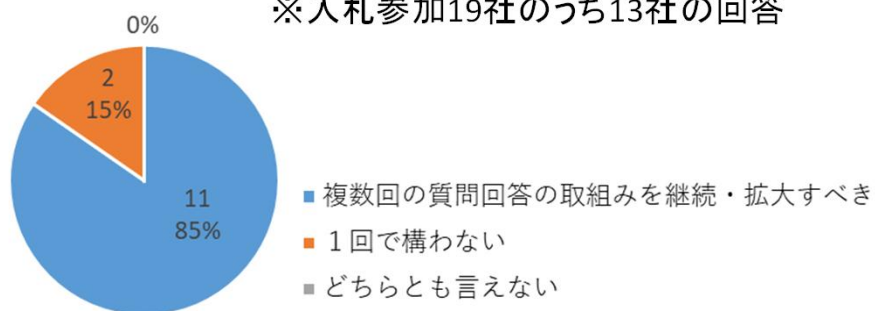


【試行のフローイメージ】



入札参加社のアンケート結果

※入札参加19社のうち13社の回答



【受注者の意見（自由回答）】

- ・複数回の回答により積算に係る疑問点など、従前より解消される。
- ・1回目の回答についても、まだ不明な点があり、再度質問ができるので継続してほしい。
- ・質問回答と入札までの期間を長くしてほしい。

労務費見積宣言モデル工事の試行

労務費見積尊重宣言モデル工事

一般社団法人 日本建設業連合会（日建連）は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけるため、『労務費見積宣言』を2018年（平成30年）9月18日に表明し、元請け企業による労務賃金改善の取組が行われている。

これを踏まえ、建設業の労務賃金改善に関する取組を推進するため、総合評価方式や工事成績評点においてインセンティブを付与するモデル工事を試行する。（S型（WTO）を対象）

「労務費見積り尊重宣言」

建設技能者賃金の更なる引き上げに向けて

平成30年9月18日
一般社団法人日本建設業連合会

将来の担い手確保を見据えた建設技能者の処遇改善は建設業界全体にとって最大の課題である。中でも処遇の基本中の基本である賃金については、政府には公共工事設計労務単価6年連続引き上げという後押しをいただき、日建連においても平成25年7月に決定した「労務賃金改善等推進要綱」等に基づき公共工事について設計労務単価表を添付した上で見積りを徴収するなどの取り組みを行ってきた結果、年間約445万円（※）まで上昇してきたが、平成26年4月の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」で示した「全産業労働者平均（年間約552万円）」という目標には、まだまだ2割以上の引き上げが必要である。

（※）2017年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による年間賃金総支給額

一方、公共工事設計労務単価の上昇率の推移などをみると最近賃金の伸びの鈍化がうかがえることを踏まえ、去る3月27日、石井国土交通大臣から建設業関係4団体に対し「公共工事、民間工事を問わず建設業の担い手の給与引き上げを目に見える形で進めていただきたい。その際、週休2日工事における補正措置も含め現場の技能者まで給与が確実に行き渡るよう、各団体には更に思い切った具体的な取組の実施をお願いする。」との要請がなされた。

そのような中、（一社）建設産業専門団体連合会では、5月31日、「技能や経験に見合った給与の引き上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める」ことを決議されている。今後、建設技能者賃金を全産業労働者平均に向かって持続的に引き上げていくためには、まず各専門工事会社が積極的に給与の引き上げを行い、元請に対して必要な労務賃金、法定福利費を明確にした見積りを提出し、元請がそれに応じて適切に支払うという好循環が広がっていくことが望まれる。

日建連としては、専門工事会社が行う技能に見合った給与の引き上げに必要な労務費（労務賃金）を確実に支払うことで元請として共同でこの好循環を促進するため、ここに「労務費見積り尊重宣言」を行う。

「労務費見積り尊重宣言」

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

◎日建連においては、会員各社の宣言に基づく取り組みを推進するため、

- ① 会員企業の代表的な具体的取り組み内容、方法等を会員各社に紹介する。
- ② 会員各社の「労務費見積り尊重宣言」の取り組み状況を毎年フォローアップ・公表（※）し、取り組みの徹底を図る。

（※）個社名は出さない

【労務費見積尊重宣言】

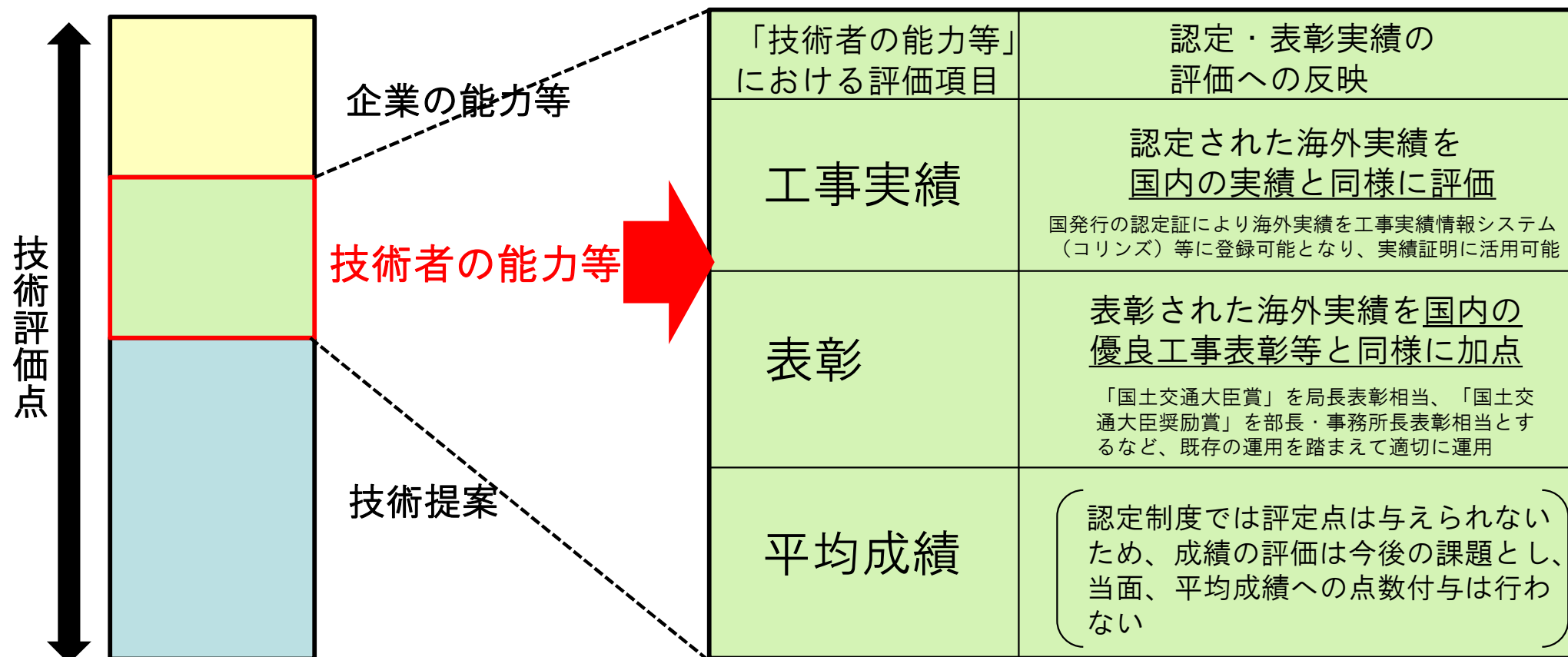
- ① 『労務費見積尊重宣言』の確認
- ② 見積書に労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を期した誓約書の確認
- ③ 上記①②両方を満たす者に加算評価（1点）

海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度

- 海外プロジェクトの認定・表彰実績を令和3年度に公告する直轄工事・業務の入札・契約から評価に活用。
- 認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良工事表彰等と同等に加点評価。
- 直轄工事等で海外工事等の実績が国内実績と同様に評価されることで、技術者が海外で活躍できる環境を整備。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用（イメージ）

総合評価落札方式における技術評価



※工事の「技術提案評価型」の場合の例

技術の研鑽度評価の試行

○継続教育の取組状況として、CPD及びCPDSの単位取得に加え、技術論文等も評価の対象に拡大。

○技術論文等としては、配置予定技術者本人が執筆した工事における技術開発、創意工夫等で、技術雑誌や学会論文で公開されたものとする。

○評価対象論文等は、北陸地方整備局管内の話題を中心とした書物や雑誌とする。

◆評価対象論文等

「北陸の建設技術」技術レポート

「北陸地方整備局事業研究発表会」発表論文

「北陸道路舗装会議」「北陸橋梁保全会議」「建設技術報告会」技術報文

※民間企業が発刊する技術雑誌等は対象外(〇〇技報、企業名入り雑誌)。

※複数名の発表資料等で、連名論文などの場合、筆頭投稿者のみ対象。

※工事ごとの競争参加資格条件(入札説明書等)に、上記の評価対象論文リストを掲載。

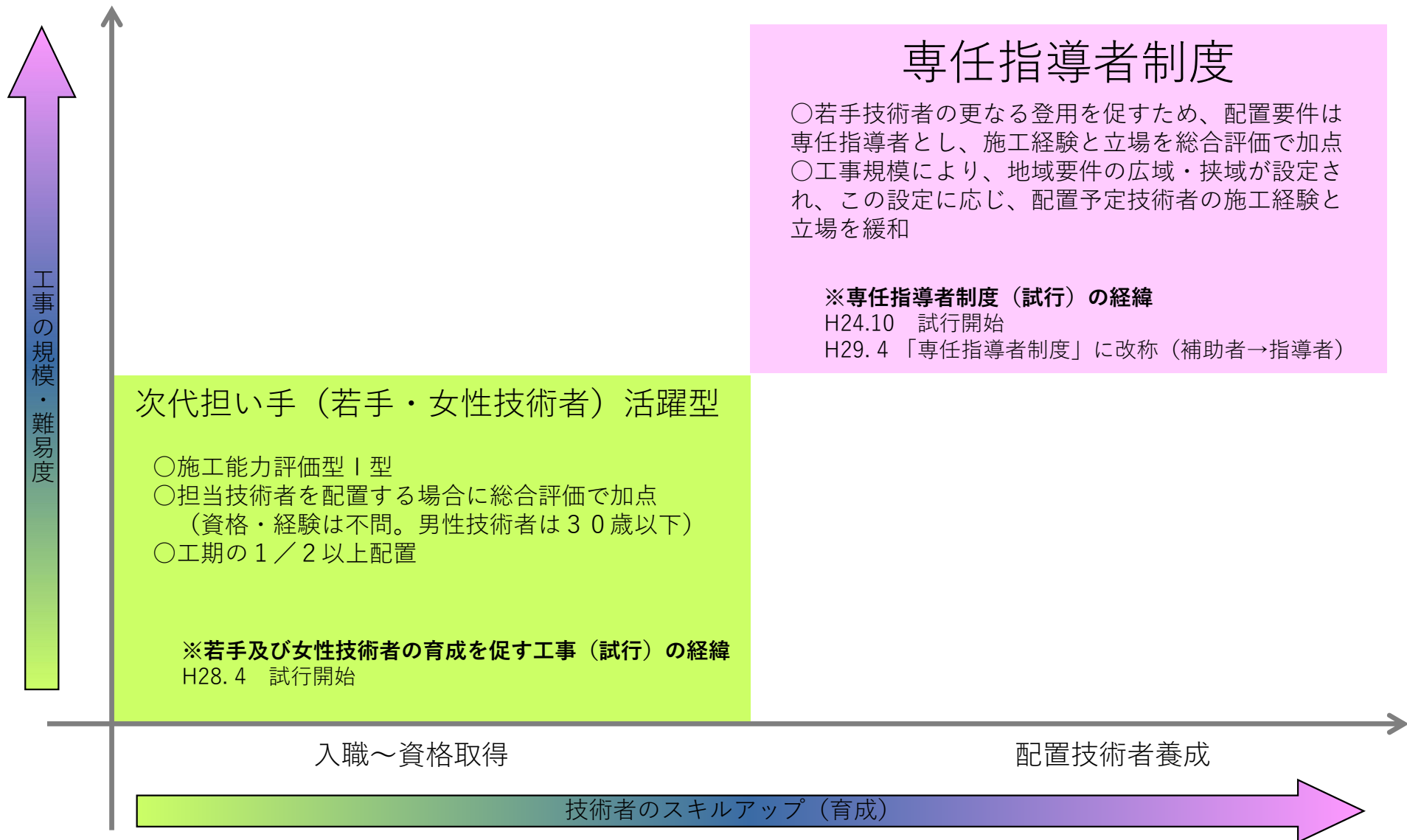
◆継続教育の評価手法

①前年度の継続教育(CPD及びCPDS)の取得(1.0)状況の評価

②配置予定技術者の技術研鑽度(技術論文の投稿)の評価【継続】

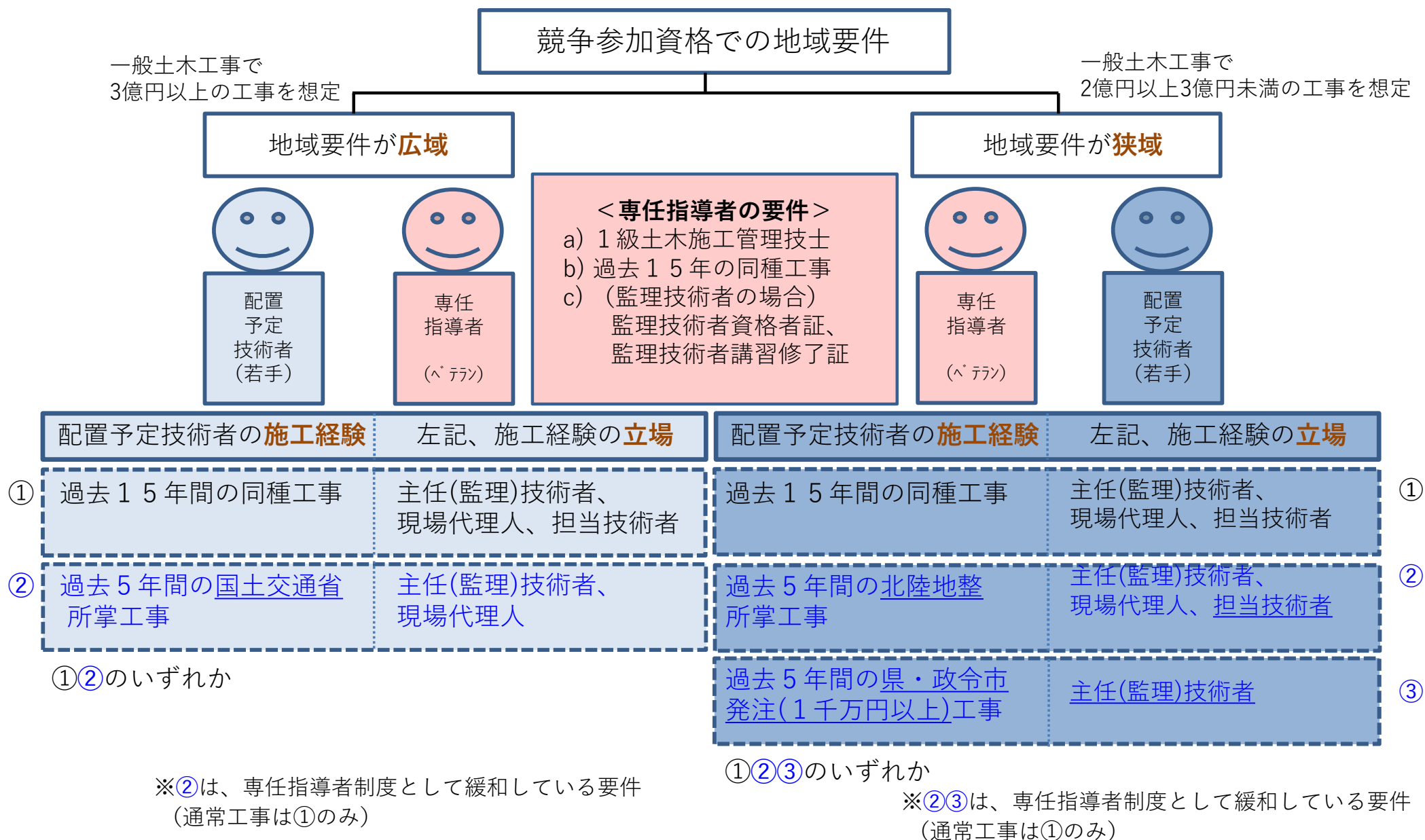
※上記①、②は重複して評価せず、どちらか一方の評価で1点を加点する。

次代担い手育成と専任指導者制度



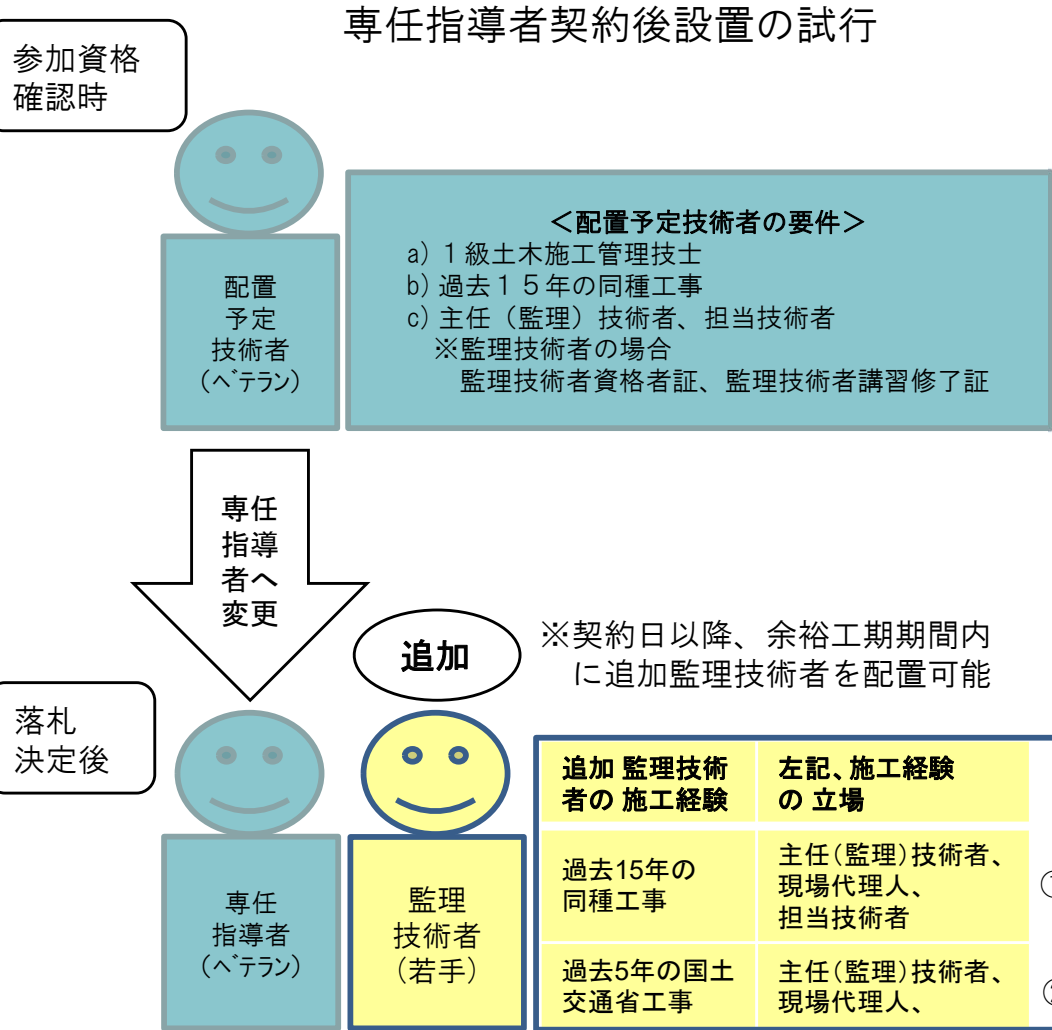
専任指導者制度

○若手技術者の更なる登用を促すため、地域要件に応じて配置予定技術者の施工経験と立場を緩和。



専任指導者契約後設置の試行

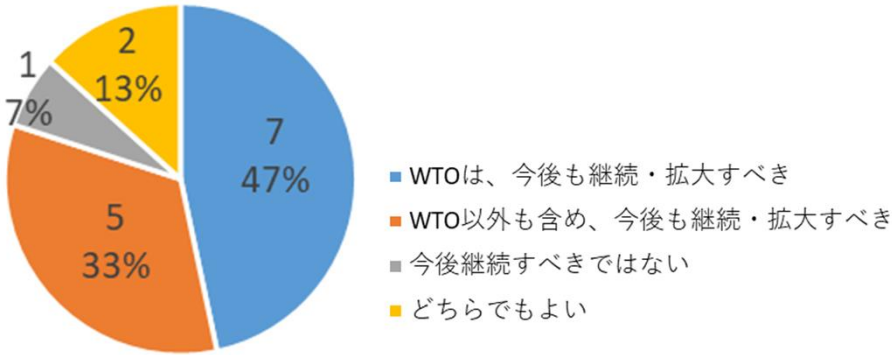
専任指導者契約後設置については、これまで申請時において監理技術者と専任指導者を提出し、その両方を評価していたが、近年の技術者不足から、実績をより多く積める技術者対策の一環として、申請時には配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）として申請し、契約後に一定の要件を満足する監理技術者を擁立し、申請時の技術者を専任指導者に変更できる試行（S型以上の一部を対象）。



①②のいずれか
※②は、専任指導者制度として緩和している要件（通常工事は①のみ）

入札参加社のアンケート結果

※入札参加19社のうち15社の回答



【受注者の意見（自由回答）】

- ・他の技術者が実績を多く積めることにより、今後の受注機会の確保にもつながる。
- ・技術者の高齢化に加え、若手技術者が不足していることから、今後の技術者育成にも役立つ。
- ・技術者が不足する中で、監理技術者相当の技術者が2名必要となり、入札参加機会の減少につながる。

参加者の有無を確認する公募手続き

【背景・課題】

- 機械設備は新設した業者の技術的ノウハウにより構成されている。そのため、機械設備修繕工事は、多くは新設時施工業者以外には施工できず、近年の技術者不足も重なり不調不落が増加。
- 契約した維持修繕工事でも多くが1者応札の状況。

【課題解決の方策】

- 機械設備修繕工事の不調不落対策を目的とする。
- 新設時施工業者以外で修繕工事契約希望者の有無を確認する「参加者の有無を確認する公募手続き」を行い、その結果により随意契約又は一般競争を行うことによって、確実な契約及び入札手続きの合理化を図る。

【対象工事】

工 種：河川用水門設備（大形）、ダム用水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、車両計測設備、昇降設備の修繕工事

工事規模：WTO（8.1億円）未満

難易度：制限しない

※過去5ヶ年において契約の過半数が1社応札であり、また1社応札が複数回発生している工種を基本とし、それ以外の工種は今後必要に応じて対象とすることを検討する。

【手続きフロー】

参加者の有無を確認する公募

要件を満たす複数者の応募

要件を満たす1者の応募

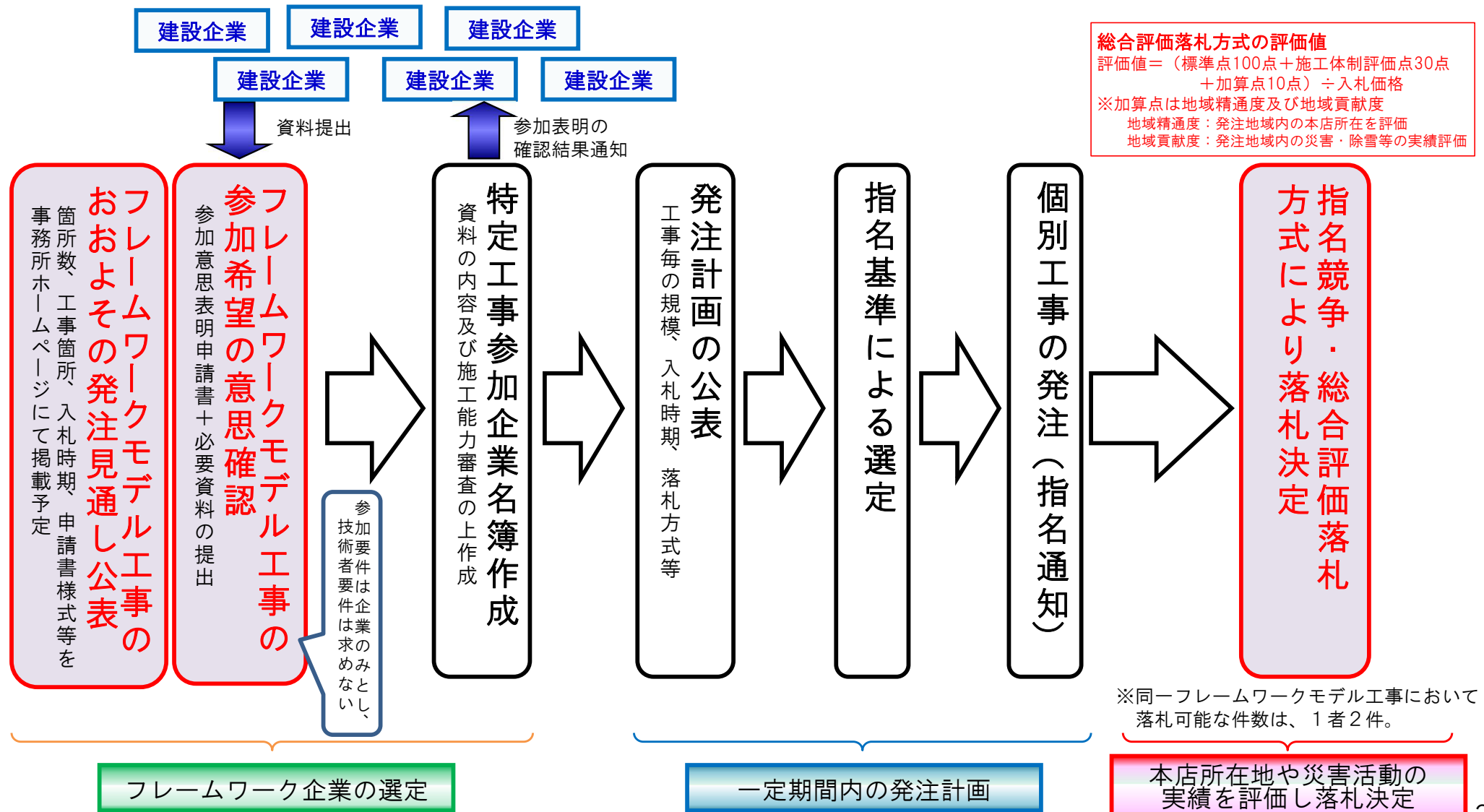
一般競争入札
総合評価落札
方式

随意契約

※特定法人等（新設業者）も含めて参加意思確認書により応募が必要。

フレームワークモデルの活用

- 一定の地域内で類似する複数の工事について、予め参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する「フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）」を試行。
- 工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加技術者が少数と見込まれる工事において試行。
- 提出資料を簡素化・合理化し、手続き期間を短縮することで、入札参加者の増加を見込む。



ECI方式の活用

ECI（技術提案・交渉）方式とは？

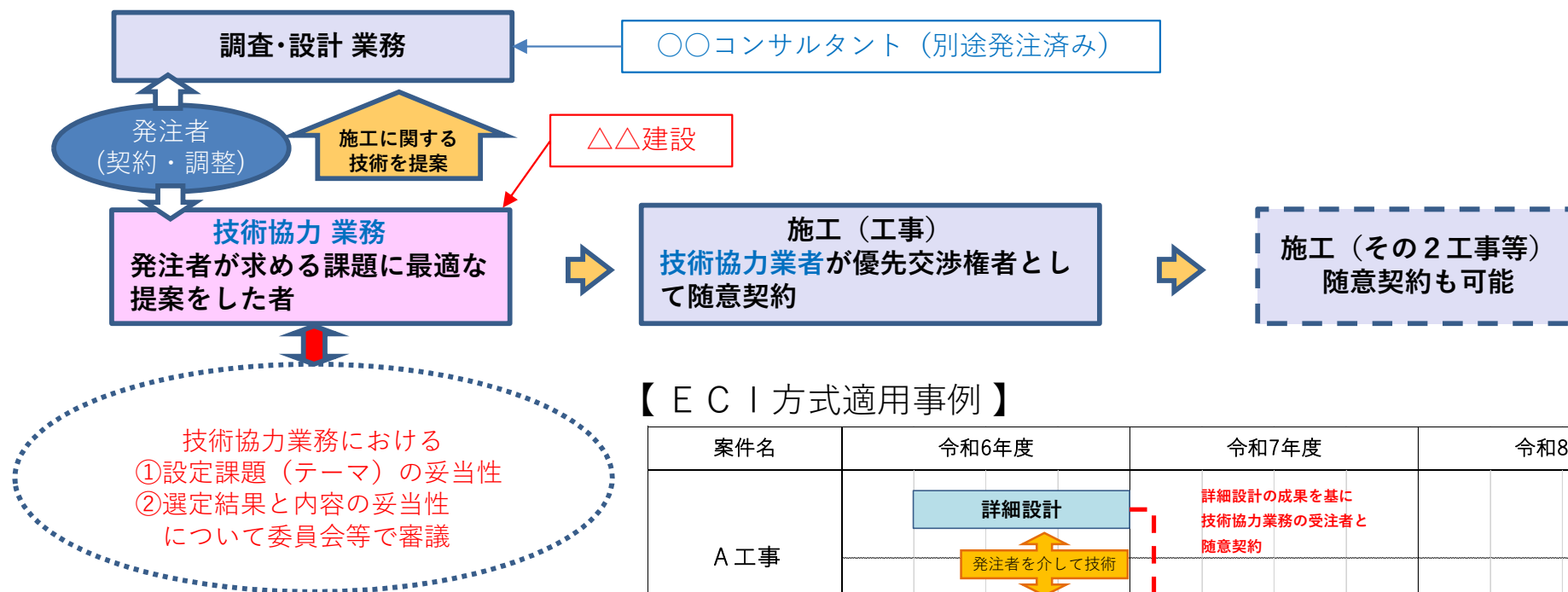
「設計」と「施工」の段階を分離しつつ、設計段階において施工者ノウハウを反映するもの。

ECI方式のメリット

- ① 施工に関する技術（施工法・仮設など）が設計に反映されるため、設計成果の修正等の手戻りが少ない。
- ② 設計段階から施工者が技術提案するため、工法・材料など新技術の導入が促進される。
- ③ 設計と工事発注の手続きが同時に進行できるため、事業全体の工期短縮が可能。

⇒ 適切な仕様設定が困難な工事に適用し、技術協力を受けているところ。引き続き、ECI方式の活用を図る。

【ECI方式による事業の流れ】



【ECI方式適用事例】

案件名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A 工事	詳細設計	工事施工	
	発注者を介して技術 技術協力業務		
B 工事	詳細設計	工事施工	
	発注者を介して技術 技術協力業務		

詳細設計の成果を基に
技術協力業務の受注者と
随意契約

詳細設計の成果を基に
技術協力業務の受注者と
複数の年度毎に随意契約

受注機会促進型の試行

- 当該年度の手持ちの工事量を評価することで、**受注機会の拡大を促す方式**。
- 企業の能力等における優良工事表彰等の固有企業に与えられる加点を、手持ち工事量の評価に代えることにより受注機会の拡大を促し、受注機会が得られないことにより**表彰を受ける機会が得られない課題の解決**をはかる。

本方式の評価イメージ

- ・企業の施工能力等の評価項目のうち、「優良工事表彰、安全管理優良受注社表彰」及び「生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定」の加算点を、企業の「手持ち工事量」に置き換える。
- ・配置予定技術者の施工能力等については、変更しない。

(施工能力評価Ⅰ型)

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	...	...
	優良工事等表彰等	4点
	生産性向上表彰等	2点
	...	...
地域貢献度		3点
技術者の能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点
	...	...
	施工計画	10点

(受注機会促進型)

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	...	...
	手持ち工事量	6点
	...	...
	地域貢献度	3点
技術者の能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点
	...	...
	施工計画	10点

受注機会の拡大を促す

受注機会促進型の試行案

- ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の分任官工事に適用可能とする。
- ・対象工種は、一般土木工事とする。
- ・手持ち工事量の対象となる工事は、公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事とする。
- ・災害復旧工事等の随意契約をしている案件を除く。

手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	3点
	3件未満	6点

ワーク・ライフ・バランス認定企業の評価 (R 7 上半期まで)

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部)に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を、一般土木A等級及び建築工事A等級において、段階選抜方式を適用する総合評価落札方式にて加点評価する取組を実施。
- また、令和5年8月24日付け国土交通本省の通知を受け、令和6年1月から、一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事に**対象拡大**。
- 令和6年4月からは、さらに**仕事と介護の両立を支援するため、介護休業制度を定めていること**を、評価することとする。
- また、**WTO対象工事**に限って、**地元(施工県)在住の監理(主任)技術者の配置**をもって、評価することとする。

①対象：WTO以外の一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点

②対象：WTO対象の一般土木工事、及び建築工事

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業 ※①+②の最大2点を加点	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点
	②配置予定技術者が、次の基準を満たしていること ・競争参加資格申請書の提出日以前に3カ月以上、〇〇県内に住所のある者。(契約後、引き続き工事完成まで、〇〇県内に居住すること。)	1点

ワーク・ライフ・バランス認定企業の評価 (R 7 下半期から拡大)

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部)に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業等を、加点点評価する取組。
- 一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点点評価してきたところであるが、令和7年2月3日付け国土交通本省の通知を受け、全ての工種・等級に拡大する。

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	1点

○一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点点評価については、下表のとおり継続する。

①対象：WTO以外の一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点

②対象：WTO対象の一般土木工事、及び建築工事

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等推進企業 ※①+②の最大2点を加算	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点
	②配置予定技術者が、次の基準を満たしていること ・競争参加資格申請書の提出日以前に3カ月以上、〇〇県内に住所のある者。(契約後、引き続き工事完成まで、〇〇県内に居住すること。)	1点

令和6年能登半島地震に係る賃上げ企業優遇措置への取扱い

○令和6年3月13日付け国土交通本省の通知を受け、令和6年能登半島地震の被災地の被災状況及び復旧状況に照らし、以下のとおり賃上げ企業優遇措置への取扱いを運用する。

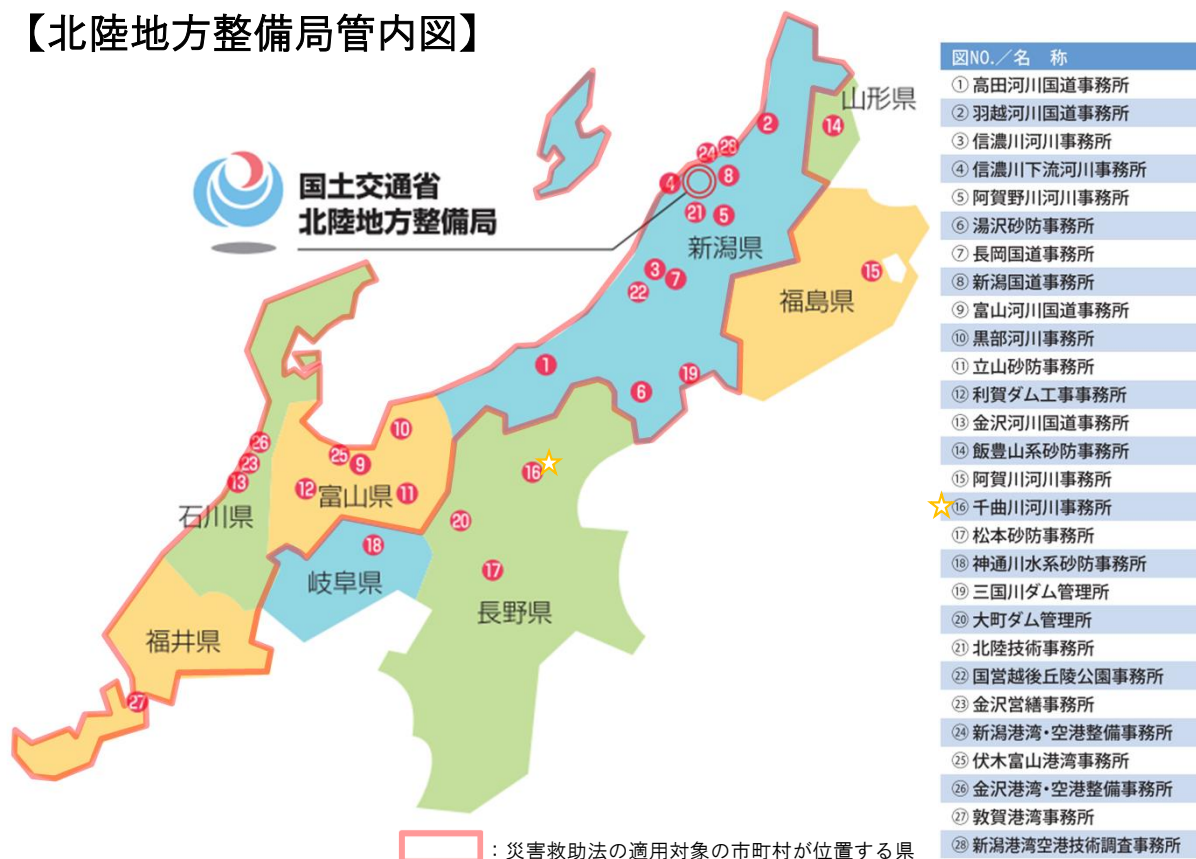
【賃上げ企業の減点免除措置】

- ・災害救助法の適用対象とされた、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村（令和6年1月19日時点）に、主たる事業所を有する企業については、賃上げ企業の減点免除の対象とする。ただし、主たる事業所以外が被災した場合についても、その被災状況や経営への影響等の実情に応じて免除対象となる場合がある。

【北陸地方整備局における調達】

- ・新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県内における発注、及び競争参加資格における地域要件の対象地域が新潟県内、富山県内、石川県内又は福井県内を含んで設定する場合は、当面の間、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目は設けないこととする（令和6年4月1日以降に入札契約手続きを開始する案件より適用）。

【北陸地方整備局管内図】



【賃上げ項目の設定をしない案件】

○新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県内に所在する事務所の発注案件。

（本局発注の場合は、工事施工箇所や業務対象箇所が上記4県内を含むかで判断する）

○上記4県内以外に所在する事務所で、地域要件に新潟県、富山県、石川県又は福井県を含んで設定する発注案件。

【（参考）賃上げ項目を設定する例】

＜長野県内に係る発注＞

○千曲川河川事務所又は北陸地方整備局が発注する案件

地域要件「長野県内」

（工事：一般土木C）

（業務：簡易特別型・業務能力評価型）

→ 賃上げ項目は設ける

地域要件「指定なし」

（工事：一般土木A）

→ 賃上げ項目は設ける

上記以外は賃上げ項目を設定しない